

- ・平塚市まちづくり条例の1種、2種開発事業では、開発基本計画書の提出の翌日から起算して1週間以内に開発事業計画板を設置する必要があります。
- ・開発事業計画板を設置してから、すみやかに「開発事業計画板設置届書」を開発指導課に提出する必要があります。

第17号様式（第29条関係）

90cm以上

記載例

開 発 事 業 計 画 板										
開発事業の名称		開発事業を通じて使用する名称なので、わかりやすく区別がつく名称にしてください。								
開発区域の場所		平塚市	公図の字名がある場合は、字名も記入。 複数の筆に分かれる場合は、一番小さい数字の番号の地番 外○○筆の形式で記入。							
開発区域面積		敷地面積を記入	m ²	開発事業の種別		第	種	開発事業		
用途地域		計画地の用途地域や、高度地区の情報を記入。 不明な場合、ひらつかわくわくマップで確認できます。					種別がわからない場合、平塚市まちづくり条例パンフレット4ページで種別を確認できます。			
高度地区		<input type="checkbox"/> 有（第 種高度地区）		<input type="checkbox"/> 無						
開発事業の概要 改築とは、建築物の全部又は一部を除去した後、引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てることをいう（この定義に該当しない場合は新築となります）。増築は、敷地内の増築も含むので、不明な場合は開発指導課へご相談ください。	宅地分譲	区画数	宅地分譲の場合のみ記入							
		区画面積	最大	m ²	最小	m ²				
	上記以外	建築物用途	建築基準法施行規則に規定された建築物の用途に準じて記入							
		構造	木造、S造、RC造など、建築物の主要構造を記入							
		階数	← 地主	階、地下	階	高さ	m			
		棟数			棟	戸数	戸			
		工事種別	<input type="checkbox"/> 新築		<input checked="" type="checkbox"/> 増築・改築		<input type="checkbox"/> その他（ ）			
		計画建築面積	m ²		計画延べ面積	m ²				
	既存建築面積	← 建築基準法に準じて記入		m ²	既存延べ面積	← 建築基準法に準じて容積対象延べ面積を記入				
	合計建築面積	m ²		合計延べ面積	m ²					
業者	(住所)	事業者が法人の場合、法人住所・法人名・代表者職氏名を記入 個人の場合は、住民票に記載された住所・氏名を記入								
	(氏名)	電話番号 ()								
代理人	(住所)	代理人・工事施工者が法人の場合、法人住所・法人名・代表者職氏名を記入 一級建築士などの職名で代理人等を務める場合は、法人名・法人代表者職名氏名と併せて、一級建築士等の職名と氏名を記入。								
	(氏名)	電話番号 ()								
工事施工者	(住所)									
	(氏名)	電話番号 ()								
計画板設置年月日	年	月	日	開発基本計画書提出日	年	月	日			
この計画板は、平塚市まちづくり条例第28条第1項又は第7項の規定に基づき設置するものです。 計画板を設置した日を記入 開発基本計画書を開発指導課に提出し、受付された日を記入してください。										

建築基準法に準じて記入
90cm以上
共同住宅・長屋の場合に住戸数を記入

開発事業計画板の設置位置

- ①開発区域に接する一方の道路につき各1基を、それぞれの道路から見やすい位置に設置（原則、条例28条1項解釈）
- ②二方向の道路から見ることが出来る隅切りに一基設置する場合、二方向の道路の見やすい位置に設置したものとみなす（運用）

※ひらつかわくわくマップ→



※平塚市まちづくり条例パンフレット→

